

東京都公報

発行
東京都

目次

61

告示

○平成三十一年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録(二十三件)……………

……………(主税局千代田都税事務所固定資産課税課

・中央都税事務所固定資産課税課・港都税事務所固定資産課税課・新宿都税事務所固定資産課税課・文京都税事務所固定資産課税課・台東都税事務所固定資産課税課・墨田都税事務所固定資産課税課・江東都税事務所固定資産課税課・品川都税事務所固定資産課税課・目黒都税事務所固定資産課税課・大田都税事務所固定資産課税課・世田谷都税事務所固定資産課税課

・渋谷都税事務所固定資産課税課・中野都税事務所固定資産課税課・杉並都税事務所固定資産課税課・豊島都税事務所固定資産課税課・北都税事務所固定資産課税課・荒川都税事務所固定資産課税課・板橋都税事務所固定資産課税課・練馬都税事務所固定資産課税課・足立都税事務所固定資産課税課・葛飾都税事務所固定資産課税課・江戸川都税事務所固定資産課税課……………

告示

●東京都告示第五百九十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四

百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都千代田都税事務所長

大隈 雅 英

●東京都告示第五百九十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都中央都税事務所長

辻 谷 久 雄

●東京都告示第五百九十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都港都税事務所長

白 石 真 一

●東京都告示第五百九十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都新宿都税事務所長

諏 訪 公 二

●東京都告示第五百九十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都文京都税事務所長

添 田 和 美

●東京都告示第六百号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都台東都税事務所長

平 林 宣 広

●東京都告示第六百一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで
決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都墨田都税事務所長

山内和久

●東京都告示第六百二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで
決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都江東都税事務所長

西沢潤

●東京都告示第六百三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで
決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都品川都税事務所長

清水健吾

●東京都告示第六百四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで
決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都目黒都税事務所長

土屋信三

●東京都告示第六百五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで
決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都大田都税事務所長

福留敬一

●東京都告示第六百六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで
決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した

ので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都世田谷都税事務所長

栗原哲治

●東京都告示第六百七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで
決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都渋谷都税事務所長

原島幸男

●東京都告示第六百八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで
決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都中野都税事務所長

内藤泰樹

●東京都告示第六百九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで

決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都杉並都税事務所長

山宮永稔

●東京都告示第六百十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都豊島都税事務所長

三浦仁

●東京都告示第六百十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都北区都税事務所長

木下誠

●東京都告示第六百十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都荒川都税事務所長

藤井朗

●東京都告示第六百十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都板橋都税事務所長

小林好男

●東京都告示第六百十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都練馬都税事務所長

鈴木秀章

●東京都告示第六百十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都足立都税事務所長

中山幸信

●東京都告示第六百十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都葛飾都税事務所長

有賀照雄

●東京都告示第六百十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十條第一項の規定に基づき平成三十一年三月二十九日付けで決定した平成三十一年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一條第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都江戸川都税事務所長

石原

健

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

